

表6-10 前払支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57% -22.72%	(注)1一般管理費等算定式により算出された額	9.74% -7.47%

(注)1 一般管理費等率算定式

$$G_p = \frac{-4.97802}{-5.48972} \times \log(C_p) + \frac{56.92101}{-59.4977}$$

ただし、 G_p : 一般管理費等率(%)

C_p : 工事原価 (単位:円)

・ G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 なお、工事原価については、第14間接費の取扱い表14-1間接工事費等の項目別対照表によるものとする。

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ア) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-11の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-10に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6-11 前払支出割合による補正

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(注) アで求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(イ) 契約保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表6-12の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表6-12 契約保証に係る補正

契約保証の方法	補正值(%)
発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
上記以外の場合	補正しない

(注) 1 上記以外の場合の具体例は以下のとおりである。

- ① 予定価格が250万円以下の建設工事
- ② 共同企業体のみによる競争入札または随意契約を行う工事
- ③ 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事
- ④ 法人又は森林組合が競争する入札を行う工事

2 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。